

○泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例

令和 7 年 10 月 23 日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 11 号

泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例(昭和 40 年泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、組合の公務のため旅行する組合の特別職及び一般職の職員並びに職員以外の者(以下「職員等」という。)に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の額等)

第 2 条 次の各号に掲げる職員等に対して支給する旅費の額は、当該各号に掲げる者の例による。

(1) 管理者及び副管理者 泉佐野市長

(2) 組合議会の議員 泉佐野市議会の議員

(3) 監査委員、公平委員会委員その他特別職の職員で非常勤のもの 泉佐野市の特別職の職員で非常勤のもの

(4) 一般職の職員及び職員以外の者 泉佐野市の一般職の職員及び職員以外の者

2 前項に定めるもののほか、職員等に対して支給する旅費に関しては、泉佐野市の一般職の職員に対して支給する旅費の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費についての条例の規定によってした旅費の支給は、この条例による改正後の泉佐野市田尻町清掃施設組合職員等の旅費に関する条例の相当規定によってした旅費の支給とみなす。